

第 8 回上牧町議会改革検討委員会要録

日 時 11 月 27 日 (火) 午後 1 時～2 時 35 分

場 所 議会委員会室

出 席 堀内、富木、辻、長岡、石丸、服部
東

欠 席 芳倉、吉川

発言議員 木内

資 料 上牧町議会基本条例 (案) として配布済み

議 題

(1) 上牧町議会基本条例 (案) について

○議会基本条例を検討する上で、これまでに関連する問題提起を頂いた議員からの意見聴取

- ・木内議員から 6 月に「議会改革の一つのテーマとして、一般質問を全議員でやってはどうか」との提案があったことについて

(木内議員からの発言要旨)

一般質問は、当然全員がやって行くべきことであろうと…。議員必携等の議員についての資料でも分かるように、町村議会における一般質問は花形中の花形である。1 時間という持ち時間を与えられて、自らが普段から感じている事等々に関して、町長始め担当部局に質問し答弁を求めることが出来る。議員になることが目的ではなしに、理事者側に対して色々な質問をし、より良い行政に導いて行くのが大事である。それを括る法は何も無いと思うが、こうした委員会が設けられ議会基本条例案が作られており、十分揉まれて全員がより良い質の高い質問が出来るように望んでいる。

- ・服部委員から「議会改革で議員定数と議員報酬の削減が最重要はないか」との意見があったことについて

(服部委員からの発言要旨)

前段でインターネット中継であるとか、議会改革としての広報の拡大であるとかを発言し、そのうえで議会はどういう形で変わって行けばよいのかの話の中で、一番住民が求めているのは議員定数の削減であり報酬のカットではないかと住民から聞いていたので、違う方向に進んでいるのではないかと意見を述べた。個人的には議員定数 12 人では、常任委員会を開くにしてもギリギリで回っているし議会としても大変であるが、住民から見ているとそうでは無いだろうと感じているのは本当のところである。議員定数をもう 2 人削してその分で外部監査を毎年入れることの方が効率的に良いのではないかと思う。条例案にあるように参考人や公聴会制度を活用し、住民の意見を十分聞いて検討してもよいのではないか。

○第 7 回委員会で意見があった事項についての検討

- ・分かりやすいということで「です・ます調」になっているが、条例は原理・原則を伴うことからより客観的な言い回しがよいとの意見について

条例を制定するうえで、「です・ます調」に何ら制約はないが、事例は少ない。

「である体」が必ずしも客観的な言い回しにはならない。

当面は「です・ます調」で進め、いずれを採用するかは、最終仕上げの段階で決定する。

- ・「条」「項」については「です・ます調」であるが、「号」は列記として言い切りとなっているとしたことについて
 - 「号」でも言い切りと「です・ます調」が混在しており、さらに精査・調整する。
- ・(目的)の構成と順序に関する意見の扱いについて
 - 言いたいことを最初を書くべきだとの意見が再度あったが、扱いについては作業チームで改めて検討し、最終仕上げの段階で決定する。
- ・(議会及び議員の責務)については、(議員の政治倫理)の中で扱うのが良いとの意見があったことについて
 - 最終仕上げの段階で決定する。
- まちづくり基本条例策定委員会・議会部会との意見交換で出された意見に対する対応
 - ・(議会図書室の設置、公開)を盛り込むことについて
 - 図書室は、地方自治法でも設置できると定められており、この条項を盛り込んでいる議会基本条例がほとんどである。
 - 町民からの閲覧場所としても必要であり、議員控え室の様様替えも行った経緯がる。
 - ・(議会と行政の関係)にういて、行政の監視機能の強化を入れるようにとの意見があったことについて
 - (前文)でも議会の機能として監視機能が盛り込まれており、ここへ重複して入れる必要はないとの判断となった。
 - ・その他の意見についての扱いについて
 - 意見交換の詳細を精査して、作業チームでの検討事項として取り組む。
 - (別に「まちづくり基本条例検討委員会・議会部会との意見交換要点メモ」作成)
- 議会基本条例(案)策定へ向けた今後の進め方について
 - ・まちづくり基本条例策定委員会の今後のスケジュールは次の通り
 - 25年1月 現・策定委員会の答申
 - 同年3月 町付属機関としての新・委員会設置条例案を議会に上程予定
 - 同年4月 条例に基づく新・委員会設置予定
 - 同年9月 最終答申を受けて、まちづくり基本条例(案)を議会に付議予定
 - ・議会基本条例(案)策定に向けた今後の手順とスケジュールについて
 - ①「まちづくり基本条例策定スケジュールに併せて進める」、②「議会基本条例の制定を独自でも進める」の2案に絞って協議した結果、議会基本条例案の検討も進んでいること、25年1月に議会報告会が予定されていることもあって、25年3月議会提出を目標に議会独自で進めることになった。作業中の議会基本条例(案)(前文)の「上牧町の最高規範である上牧町まちづくり基本条例(仮称、条例案検討中)における議会の役割と責務に基づく」とある部分を削除し、文章の流れを良くすることで修正案を作ることになった。修正案には前項の議会部会との意見交換会での議論を踏まえて、12月議会終了後に作業チームで検討し次回委員会で協議する。
- (2)議会報告会について
 - ・議会報告会の開催日については、衆議院議員総選挙が12月16日に決まったことから、当初の日程案通り25年1月19日(土)に実施することで、次回の全員協議会に諮る。
 - ・議会報告会を開催するためのプロジェクトチームを編成する。メンバーとして各常任委員長、各特別委員会委員長、広報委員長、議会改革特別委員会委員長で構成する。
 - ・報告のテーマとして、公社解散・三セク債に、議会基本条例案を追加する。

(3) 議会インターネット中継について

- ・第4回検討委員会でインターネット中継を最小規模で実施する方向で取り組み、12月補正予算、25年3月議会から試行的実施の方針を確認した。予算要求の前に実施に伴う細部の詰めを行った。結果、現有設備では1画面（議員側のみ）しか放映出来ず、実質的には音声のみの中継になることが判明した。
- ・現有設備を利用した試行的実施への準備は休止し、あらためてシステムを新構築する方針に変更することとした。平群町の事例では数百万円（600万円程度）かかるとのことで、議会基本条例を制定した上で、改めて本格的な予算折衝が必要となる。

○次回開催日程

第9回議会改革検討委員会は、12月21日（金）午前10時～
なお、作業チームは、12月18日（火）午前10時～

以上